

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪市会議員海外視察にかかるバス運行等業務委託	旅行	近畿日本ツーリスト(株) 西日本支社	2,110,000	令和7年9月30日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G4	-
2	大阪市会議員海外視察にかかる添乗員業務委託	旅行	近畿日本ツーリスト(株) 西日本支社	1,154,632	令和7年9月30日	地方自治法施行令167条の2 第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度会議録検索システムデータ変換及び保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社 会議録研究所 大阪営業所

3 随意契約理由

「会議録検索システム」とは、本会議及び委員会における議事内容を、システム上で保管し、ネット検索できるシステムであり、平成13年に「株式会社会議録研究所」が構築したものである。

本システムを円滑かつ安定的に運用するためには、定期的な保守点検や、都度のデータ更新の作業が必要であり、それらの業務を最も適切に行えるのは、本システムの製作者である「株式会社会議録研究所」のみである。

よって、本業務については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）に該当するので、システムを構築した「株式会社会議録研究所」と特名随意契約する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市会事務局 議事担当（電話番号 06-6208-8681）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市会議員海外視察にかかるバス運行等業務委託

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト 株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市会議員の海外視察を実施するにあたり、視察先となる現地での円滑な移動を行うため、視察行程に沿った最適な運行ルートによるバス運行等の業務を行うものである。

前提として、(株)エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所、近畿日本ツーリスト(株)西日本支社、東武トップツアーズ(株)大阪法人事業部、株式会社日本旅行大阪法人営業部の4社に見積を依頼し、令和7年6月17日に海外視察団団長及び各会派視察参加者代表者より、概算総額（宿泊費、航空券関係費、現地交通費、現地通訳費及び添乗員関係費）で比較を行い、一人当たりの価格が一番安価であった近畿日本ツーリスト(株)西日本支社を採用するとした旨、報告を受けている。

本業務については、視察先のアポイントの状況や、視察時の突発的な事案に対応し、状況に応じて関係機関等とのスケジュール調整を要することから、採用された業者と密な連携を要するものである。また、別の業者にした場合、責任の所在が不明確になるおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市会事務局 総務担当（電話番号 06-6208-8671）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市会議員海外視察にかかる添乗員業務委託

2 契約の相手方

近畿日本ツーリスト 株式会社 西日本支社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市会議員の海外視察が安全かつ確実に行えるよう、添乗員が視察地や宿泊地に同行し、交通機関や各施設との連絡、調整などの旅程全体の管理を行うものである。空港での出入国手続きや乗り継ぎ時の空港内移動、現地バスとの合流等を円滑に行うため、添乗員は日本から同行するものとする。

前提として、(株)エイチ・アイ・エス関西公務法人営業所、近畿日本ツーリスト(株)西日本支社、東武トップツアーズ(株)大阪法人事業部、株式会社日本旅行大阪法人営業部の4社に見積を依頼し、令和7年6月17日に海外視察団団長及び各会派視察参加者代表者より、概算総額（宿泊費、航空券関係費、現地交通費、現地通訳費及び添乗員関係費）で比較を行い、一人当たりの価格が一番安価であった近畿日本ツーリスト(株)西日本支社を採用するとした旨、報告を受けている。

本業務については、添乗員が現地の交通機関や各施設との連絡、調整など旅程全体の管理を行うため、採用された業者と密な連携を要するものである。また、別の業者にした場合、責任の所在が不明確になるおそれがあることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

市会事務局 総務担当（電話番号 06-6208-8671）